

結果の公表様式

「第2次東浦町地域福祉計画（案）」への意見募集結果について

No.	意見等の要旨	パブリック・コメントの意見等	町の考え方
1	P. 52～P. 72の「具体的施策」に関する目標設定について	「第5章 施策の展開」において基本目標1～3に基づき、基本施策の「現状と課題」「施策の方向性」「具体的施策」が示されている。「具体的施策」では目標が示されているが、具体的な数値目標が示されているものと、そうでないものがある。示されていないものについても、各種相談件数や計画策定件数等できるだけ具体的な数値目標を示した方がよいのではないか。	地域福祉計画が福祉の分野別計画における上位・基盤計画であることを踏まえ、具体的施策の内容に応じて、分野別計画で詳細を位置付けるものと、地域福祉計画で詳細を位置付けるものをそれぞれ区別し、目標設定をしております。
2	P. 56の「基本目標1」の「基本施策（2）」の「具体的施策」権利擁護の推進について	今後の高齢化や認知症の人の増加を考えると重要な取組である。この取組を推進するには本町の場合「知多地域成年後見センター」との連携が不可欠であるため、その旨を明記してはどうか。	P. 2「2 計画の位置づけ」やP. 34「8 東浦町の包括的支援体制」の図において、地域福祉計画における「知多地域成年後見センターとの連携」を示しておりますが、ご意見を踏まえ、P. 56の「権利擁護の推進」に関する目標においても、「知多地域成年後見センターとの連携」に関する旨を明記させていただきます。
3		権利擁護の推進に関する取組は、医療・保健・福祉の連携が重要であると考えているが、その観点から、担当に健康課も加えた方がよいのではないか。	「第5章 施策の展開」では、各具体的施策において主な担当部署を記載しております。なお、担当として記載がない部署であっても、必要に応じて協力・連携を進めていきます。
4			
5			